

健生支第 1437 号
令和 2 年 9 月 18 日

生活保護法指定介護事業者 各位

横浜市健康福祉局生活支援課長

生活保護基準の見直しについてのお知らせ（通知）

平素より本市生活保護行政にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、平成 30 年 10 月より段階的に実施している生活保護基準の見直しの 3 回目が、令和 2 年 10 月 1 日に行われますのでお知らせします。

令和元年 10 月 28 日付健生支第 1790 号において、令和 2 年 10 月以降の見込み額をお示ししていたところですが、当初の見込み額通りの見直しとなりました。

また、介護保険の被保険者ではない被保護者（被保険者番号が「H」で始まる者）も、認知症グループホーム、介護付有料老人ホームのなどを利用する場合がありますため、40 歳、41 歳～59 歳の基準額も記載しております。

事業者の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

【居宅生活、認知症グループホーム、有料老人ホーム等の生活扶助基準額】

生活時扶助基準（令和 2 年 10 月～）							加算		
40 歳	41 歳～59 歳	60 歳～69 歳	70 歳～74 歳	75 歳～	冬季加算 11 月～3 月	期末一時扶助 12 月	障ア加算	障イ加算	重度障害者 加算
76,420 円	77,240 円	76,880 円	74,220 円	71,900 円	2,630 円	14,160 円	26,810 円	17,870 円	14,880 円

◇ 年齢について

生活扶助基準額の年齢基準は、誕生日月での切替えではなく、毎年 4 月 1 日に切替えます。

◇ 介護保険料加算について

年金収入がない等の理由で、介護保険料が普通徴収となっている場合、上記生活扶助に加えて、介護保険料加算を上乗せしていますが、原則福祉保健センターから保険年金課に代理納付をしています。

生活支援課生活支援係
介護扶助担当
TEL：045-671-4088